

岩手県監査委員告示第12号

監査委員監査基準を次のように定める。

令和2年3月6日

岩手県監査委員 軽 石 義 則
岩手県監査委員 神 崎 浩 之
岩手県監査委員 寺 沢 剛
岩手県監査委員 沼 田 由 子

監査委員監査基準

目次

第1章 一般基準（第1条―第9条）

第2章 実施基準（第10条―第16条）

第3章 報告基準（第17条―第20条）

附則

第1章 一般基準

（監査委員が行うこととされている監査、検査、審査その他の行為の目的）

第1条 監査委員が行うこととされている監査、検査、審査その他の行為は、県の事務の管理、執行等について、法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的な実施を確保し、もって県民の福祉の増進に資することを目的とする。

2 監査委員が行うこととされている監査、検査、審査その他の行為について、監査委員は、この基準に従い、公正不偏の態度を保持し、正当な注意を払ってその職務を遂行する。それによって自ら入手した証拠に基づき意見等を形成し、これらに係る報告、公表、意見及び勧告を決定し、これを県議会、知事、関係のある委員会等に提出し、又は公表する。

（定義）

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）行政監査 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第199条第2項の規定に基づく監査をいう。
- （2）定期監査 法第199条第4項の規定に基づく監査をいう。
- （3）随時監査 法第199条第5項の規定に基づく監査をいう。
- （4）財政的援助団体等監査 法第199条第7項の規定に基づく監査をいう。
- （5）現金出納検査 法第235条の2第1項の規定に基づく検査をいう。
- （6）内部統制評価報告書審査 法第150条第5項の規定に基づく審査をいう。
- （7）決算審査 法第233条第2項の規定に基づく審査及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第2項の規定に基づく審査をいう。
- （8）定額資金運用基金運用状況審査 法第241条第5項の規定に基づく審査をいう。
- （9）健全化判断比率等審査 地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条及び第22条の規定に基づく審査をいう。

（監査等の目的）

第3条 監査等（前条各号に掲げる監査、検査、審査をいう。以下同じ。）は、次に掲げる種類に応じ、当該各号に定めることを目的とする。

- （1）行政監査 事務（法第199条第2項に規定する事務をいう。）の執行が法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的に行われ、その組織及び運営の合理化に努めているかどうか監査すること。
- （2）定期監査及び随時監査 財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的に行われ、その組織及び運営の合理化に努めているかどうか監査すること。
- （3）財政的援助団体等監査 補助金、交付金、負担金等の財政的援助を与えている団体、出資している団体、借入金の元金

又は利子の支払を保証している団体、信託の受託者及び公の施設の管理を行わせている団体の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われているかどうか監査すること。

(4) 現金出納検査 会計管理者等の現金の出納事務が正確に行われているかどうか検査すること。

(5) 内部統制評価報告書審査 知事が作成した内部統制評価報告書について、知事による評価が適切に実施され、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかどうか審査すること。

(6) 決算審査 決算その他関係書類が法令に適合し、かつ、正確であるかどうか審査すること。

(7) 定額資金運用基金運用状況審査 基金の運用状況を示す書類の計数が正確であり、基金の運用が確実かつ効率的に行われているかどうか審査すること。

(8) 健全化判断比率等審査 健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ、正確であるかどうか審査すること。

2 法令の規定により監査委員が行うこととされている監査、検査、審査その他の行為（監査等を除く。）については、法令の規定に基づき、この基準の趣旨に鑑みて実施するものとする。

（倫理規範）

第4条 監査委員は、高潔な人格を維持し、この基準に従って誠実にその職務を遂行するものとする。

（独立性、公正不偏の態度及び正当な注意）

第5条 監査委員は、独立的かつ客観的な立場で公正不偏の態度を保持し、その職務を遂行するものとする。

2 監査委員は、正当な注意を払ってその職務を遂行するものとする。

（指導的機能の発揮）

第6条 監査委員は、問題点の指摘にとどまらず、改善策を提案する等適切な指導的機能の発揮に努めるものとする。

（専門性）

第7条 監査委員は、県の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有し、かつ、その職務を遂行するため、自らの専門能力の向上と知識の蓄積を図り、その専門性を維持し、及び確保するため研鑽に努めるものとする。

2 監査委員は、監査委員の事務を補助する職員に対し、監査委員の職務がこの基準に従って遂行されるよう、県の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関して、自らの専門能力の向上と知識の蓄積を図るよう研鑽に努めさせるものとする。

（質の確保）

第8条 監査委員は、この基準に従い、その職務を遂行するに当たり求められる監査、検査、審査その他の行為の質を確保するものとする。そのために、監査委員の事務を補助する職員に対して、適切に指揮及び監督を行うものとする。

2 監査委員は、監査計画（第10条第1項に規定する監査計画をいう。次条において同じ。）、監査等の内容、判断の過程、証拠及び結果その他の監査委員が必要と認める事項を監査調書として作成し、保存するものとする。

（合議）

第9条 次に掲げる事項は、監査委員の合議によるものとする。

(1) 条例、訓令及び告示に関すること。

(2) 監査計画に関すること。

(3) 監査委員が行うこととされている監査、検査、審査その他の行為に係る報告、公表、意見及び勧告に関すること。

(4) 代表監査委員の選任に関すること。

(5) 前各号に掲げるもののほか、監査委員が必要と認めること。

2 前項各号（第4号を除く。）に掲げる事項の合議は、代表監査委員が主宰するものとする。

第2章 実施基準

（監査計画）

第10条 監査委員は、監査等を効率的かつ効果的に実施することができるよう、リスク（組織目的の達成を阻害する要因をいう。

以下同じ。）の内容及び程度、過去の監査等の結果、定期監査等（第2条第1号から第4号までに掲げるものをいう。以下同じ

。)の結果の措置状況、監査資源等を総合的に勘案して実施計画（監査等の種類ごとに執行方針、重点項目、対象等を内容とするものをいう。）及び監査等の日程（以下「監査計画」という。）を策定するものとする。

2 前項の実施計画の策定期間は、次の各号に掲げる監査等の種類に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 定期監査等 毎年度の開始の日の1箇月前までに策定すること。

(2) 現金出納検査 毎年度、年度開始前までに策定すること。

(3) 内部統制評価報告書審査 毎年度、内部統制評価報告書及びその評価の根拠となる書類の内報を受けた後、速やかに策定すること。

(4) 決算審査及び定額資金運用基金運用状況審査 毎年度、それぞれの決算見込みの内報を受けた後、速やかに策定すること。

(5) 健全化判断比率等審査 毎年度、健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれぞれの算定の基礎となる事項を記載した書類の内報を受けた後、速やかに策定すること。

3 第1項の監査等の日程は、年間計画については毎年度の開始の日の1箇月前までに、月次計画については当該月の初日の1箇月前までに策定するものとする。

4 監査委員は、監査計画の前提として把握した事象若しくは状況が変化した場合又は監査等の実施過程で新たな事実を発見した場合には、必要に応じて適宜監査計画を修正するものとする。

(リスクの識別と対応)

第11条 監査委員は、監査等（内部統制評価報告書審査を除く。この条、次条第2項並びに第18条第3項及び第4項において同じ。）の対象のリスクを識別し、そのリスクの内容及び程度を検討した上で、監査等を実施するものとする。

(内部統制に依拠した監査等)

第12条 前条のリスクの内容及び程度の検討に当たっては、内部統制の整備状況及び運用状況について情報を集め、判断するものとする。

2 監査委員は、監査等の種類に応じて内部統制に依拠する程度を勘案し、適切に監査等を行うものとする。

(監査等の実施手続)

第13条 監査委員は、必要な監査等の証拠を効率的かつ効果的に入手するため、監査計画に基づき、実施すべき監査等の手続を選択し、実施するものとする。

2 監査等の種類ごとの主な手続過程は、次の各号に定めるところによる。

(1) 定期監査等

ア 監査の通知

イ 予備監査

ウ 本監査

エ 措置又は留意改善を要する事項の内報

オ 監査委員合議

(2) 現金出納検査

ア 検査の通知

イ 予備検査

ウ 監査委員検査

(3) 内部統制評価報告書審査

ア 内部統制評価に関する意見交換

イ 内部統制評価報告書及びその評価の根拠となる書類の受理

ウ 予備審査

エ 監査委員審査

(4) 決算審査及び定額資金運用基金運用状況審査

- ア 決算及び証書類その他の書類の受理
- イ 予備審査
- ウ 部局長の決算概況説明
- エ 監査委員審査

(5) 健全化判断比率等審査

- ア 健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれぞれの算定の基礎となる事項を記載した書類の受理
- イ 予備審査
- ウ 監査委員審査

(監査等の証拠入手)

第14条 監査委員は、監査等の結果を形成するため、必要な監査等の証拠を入手するものとする。

2 監査委員は、監査等の証拠を評価した結果、想定していなかった事象若しくは状況が生じた場合又は新たな事実を発見した場合には、適宜監査等の手続を追加して必要な監査等の証拠を入手するものとする。

(監査等の有機的な連携及び調整)

第15条 監査委員は、監査等が相互に有機的に連携して行われるよう調整し、監査等を行うものとする。

(監査専門委員、外部監査人等との連携)

第16条 監査委員は、必要に応じて監査専門委員を選任し、必要な事項を調査させることができる。

2 監査委員は、監査等の実施に当たり、効率的かつ効果的に実施することができるよう、監査専門委員、外部監査人等との連携を図るものとする。

第3章 報告基準

(監査等の結果に関する報告等の作成及び提出)

第17条 監査委員は、定期監査等の結果に関する報告を作成し、県議会、知事、関係のある委員会等に提出するものとする。

2 監査委員は、前項の定期監査等の結果に関する報告については当該報告に添えてその意見を提出することができるとともに、当該報告のうち特に措置を講ずる必要があると認める事項については勧告することができる。

3 監査委員は、現金出納検査の結果に関する報告を作成し、県議会及び知事に提出するものとする。

4 監査委員は、内部統制評価報告書審査、決算審査、定額資金運用基金運用状況審査及び健全化判断比率等審査を終了したときは、知事に意見を提出するものとする。

(監査等の結果に関する報告等への記載事項)

第18条 監査等の結果に関する報告等には、原則として次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) この基準に準拠している旨
- (2) 監査等の種類
- (3) 監査等の対象
- (4) 監査等の着眼点(評価項目)
- (5) 監査等の実施内容
- (6) 監査等の結果
- (7) 前各号に掲げる事項のほか、監査委員が必要と認める事項

2 前項第6号の監査等の結果には、次の各号に掲げる監査等の種類に応じ、重要な点において当該各号に定める事項が認められる場合にはその旨を記載するとともに、その他監査委員が必要と認める事項を記載するものとする。

- (1) 行政監査 前項第1号から第5号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的に行われ、その組織及び運営の合理化に努めていること。
- (2) 定期監査及び随時監査 前項第1号から第5号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務

が法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的に行われ、その組織及び運営の合理化に努めていること。

(3) 財政的援助団体等監査 前項第1号から第5号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった財政的援助団体等の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われていること。

(4) 現金出納検査 前項第1号から第5号までの記載事項のとおり検査した限りにおいて、会計管理者等の現金の出納事務が正確に行われていること。

(5) 内部統制評価報告書審査 知事が作成した内部統制評価報告書について、監査委員が確認した内部統制の整備状況及び運用状況、評価に係る資料並びに監査委員が行うこととされている監査、検査、審査その他の行為によって得られた知見に基づき、知事による評価が知事が定める評価の手續（以下「評価手續」という。）に沿って適切に実施されたかどうか及び内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかどうかという観点から検証を行い審査した限りにおいて、内部統制評価報告書の評価手續及び評価結果に係る記載が相当であること。

(6) 決算審査 前項第1号から第5号までの記載事項のとおり審査した限りにおいて、決算その他関係書類が法令に適合し、かつ、正確であること。

(7) 定額資金運用基金運用状況審査 前項第1号から第5号までの記載事項のとおり審査した限りにおいて、知事から提出された基金の運用の状況を示す書類の計数が正確であると認められ、基金の運用が確実かつ効率的に行われていること。

(8) 健全化判断比率等審査 健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ、正確であること。

3 第1項第6号の監査等の結果には、前項各号に掲げる監査等の種類に応じ、重要な点において当該各号に定める事項が認められない場合にはその旨を記載するとともに、その他監査委員が必要と認める事項を記載するものとする。

4 監査委員は、改善が必要である事項が認められる場合、その内容を監査等の結果に記載するとともに、必要に応じて、監査等の実施過程で明らかとなった当該事項の原因等を記載するよう努めるものとする。

5 監査委員は、内部統制評価報告書審査においては、知事による評価が評価手續に沿って適切に実施されていないと考えられる場合又は内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われていないと考えられる場合は、その内容を記載するものとする。

(公表)

第19条 監査委員は、次に掲げる事項を監査委員全員の連名で公表するものとする。

- (1) 定期監査等の結果に関する報告の内容
- (2) 定期監査等の結果に関する報告に添える意見の内容
- (3) 定期監査等の結果に関する報告に係る勧告の内容

(措置状況の公表等)

第20条 監査委員は、定期監査等の結果に関する報告を提出した者及び定期監査等の結果に関する報告に係る勧告をした者から措置の内容の通知を受けた場合は、当該措置の内容を公表するものとする。

2 監査委員は、定期監査等の結果に関する報告を提出した者及び定期監査等の結果に関する報告に係る勧告をした者に、適時措置状況の報告を求めよう努めるものとする。

附 則

- 1 この告示は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 監査委員処務規程（昭和39年岩手県監査委員告示第2号）は、廃止する。
- 3 令和2年度の監査計画については、第10条第2項及び第3項の規定にかかわらず、なお従前の例による。